一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	三五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係る第三欄(1)(ロ)の値は、四五とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	二五	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物又は乳化助剤と使用するものを除く。）にしてにに掲げる一〇、一五、四五〇〇と、一の順序に、一五、四〇〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業（有機化学工業製品製造工程、脂肪族系中間物製造工程、環式中間物製造工程、合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程に係るものを除く。）	一五	二五	一〇	一五	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係る第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、三〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項からこの項までに掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係る第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。

一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	四五	一〇	一五	あって、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ三〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物又は乳化助剤とを原料又は使用するものに、あってそれぞれ一三〇、一五、四〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業（有機化学工業製品製造工程、脂肪族系中間物製造工程、環式中間物製造工程、合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程に係るものを除く。）	一五	四〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料とし、使用するものに、あって、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ三〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項からこの項までに掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	二〇	